

## 第2節 治水・治山計画

第1項	治水対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 下水道課
第2項	ため池対策	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項	治山対策	<input type="checkbox"/> 農林水産課

### 【基本方針】

市内には、北から小波瀬川、長峽川、今川、江尻川、祓川等の二級河川が市街地に集中してくる形で流下しているが、これらの河川では過去に度々水害が発生しており、昭和54年6月には市域の約1/3が浸水する被害が発生している。そのため、これらの河川ではダムの建設や河川整備等の治水事業が行われている。

しかしながら、近年の急激な都市化の進展と土地利用の変化、住民生活様式の変化に伴い、災害発生の要因は複雑・多様化し、新たな対応を迫られている。実際、地表面への雨水の浸透量の減少や、短時間に多量の雨が降る最近の気象変化等に伴って、河川や水路が急激に増水・はん濫をおこす都市型水害が多く発生するようになっている。

こういった状況を鑑みると、河川個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な治水対策がより重要になりつつある。総合的な治水対策を推進するために、主要河川及び小河川の堤防嵩上げや護岸改修、水路や都市下水路の整備等による計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、浸水想定区域等の住民への広報啓発活動等のソフト対策により、被害の軽減と警戒避難体制の確立に努める。

また、本市には多くの農業用ため池があるが、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。ひとたびため池が決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、決壊による災害を未然に防止するためには、ため池の老朽化の有無等その状況の把握と点検を行い、その点検結果に基づき防災上特に重要なため池を中心に、老朽ため池の改修整備を推進する。さらに、危険なため池等については改修補強を強力に推進し、災害発生の未然防止と民生の安定を図っていく。

また、本市の地形は低地や台地が中心になっているが、市の西部から南部及び東端部にかけて広葉樹や人工林よりなる山林が広がっており、その面積は全体の約15%を占めている。これらの山林は保水性の保持等、防災の面で大きな役割を果たすことから、その森林保全に努めていく。なお、稗田校区南部の山地ではその一部が保安林に編入されている。

## 第1項 治水対策

### 【現況】 【資料編\* I.5.1】

本市の主要な河川としては、長峡川や今川、小波瀬川等の二級河川が 8 河川、準用河川が 1 河川、普通河川が 18 河川あり、また堤防高不足や河道断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川や海岸等が重要水防箇所(15箇所)や災害危険河川区域(19箇所)として指定されている。

本市は、中心市街地及び住宅地内を、長峡川、小波瀬川、今川、祓川等の河川が流れているため、河川はん濫等による浸水被害を受けやすい立地条件となっている。これまでの主要な浸水被害実績としては、昭和 54 年 6 月出水があり、市域の約 1/3 が浸水する被害が発生している。その他、近年の土地利用や降雨特性の変化等に伴い局所的な内水はん濫がしばしば発生している。

長峡川や小波瀬川、井尻川は、昭和 54 年 6 月の浸水被害を契機として、河川激甚災害対策特別緊急事業を実施しており、昭和 61 年の事業完了後も引き続き河川整備を進めている。また、海拔ゼロメートル地帯ともいわれる排水の悪い市の中心部における浸水対策として、昭和 36 年から都市下水路及び雨水ポンプ場の整備が進められ、現在までに 4 箇所の雨水ポンプ場と 5 箇所の都市下水路が整備されている。その他、今川水系上流部では多目的ダムである油木ダムが昭和 46 年に完成し、また現在は祓川水系の上流部において伊良原ダムの建設が進められている。

なお、本市内の主要河川については、県により浸水想定区域図が作成・公表されているが、台地が多い泉校区や仲津校区、また大きな河川が無い樺市校区の西側を除くと、平野部のほとんどが浸水想定区域となっている。特に、人口や住宅が集中している行橋・行橋南・行橋北校区はほぼ全域が浸水想定区域内になっており、かつ浸水深も 1m 以上の範囲が多い。その他、今元校区の北部は浸水深が 2m 以上と深くなっている。

### 【計画目標】

- 1) 浸水想定区域の指定がなされている河川においては、洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、印刷物(洪水ハザードマップ)の配布等により住民に周知する。
- 2) 浸水想定区域内の主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法や避難体制など防災体制の確立を図る。
- 3) 主要河川の改修については、県事業として計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに、開発の進行が著しい地区、重要水防箇所、改修未計画区間等における河川改修の積極的な推進を関係機関に要請する。
- 4) 宅地開発等の進行や短時間豪雨の頻発にともなう雨水流出量の増加を考慮した主要河川及び小河川の整備、並びに都市下水路の整備等の計画の立案や見直しの必要性等について検討する。

\*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」

- 5) 護岸や橋脚の残存流木や塵芥排除及び施設の老朽化部に対する補修、橋台・石積護岸基礎の洗掘箇所への補強等、河川施設管理の充実を図る。
- 6) 道路側溝の整備及び機能維持のための日常点検等、災害誘発の未然防止に努める。
- 7) 河川の水質汚染の防止を図るほか、河川の清掃や河川浄化に対する全市民的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した河川整備・計画を推進する。
- 8) 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水を未然に抑制または防止する環境づくりを推進する。
- 9) 災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある区域について、その実態の把握に努める。
- 10) 山地から流出する土砂により河川区間に異常な土砂堆積を誘発し、河川のはん濫洪水を起こす危険性の高い溪流や山地斜面などにおいて、土砂の流出を抑制することを目的とした砂防事業の推進を関係機関に要請するとともに、円滑な実施について協力する。
- 11) 公共下水道や都市下水路の施設整備を計画的に推進し、市域全体として雨水排水機能を向上させる。
- 12) 海岸部や河川沿いの低平地など豪雨や高潮により宅地等の浸水、田畑・道路等の冠水が懸念される地区並びに内水はん濫の常態化が著しい地区に対しては排水機場（ポンプ場）や調整池の整備等を計画的に検討していく。
- 13) 地区防災訓練等で自主防災組織による土のう作りや土のう積みの訓練等を計画・実施し、浸水を未然に防止するための地域の緊急初動体制を確立する。

## 第2項 ため池対策

### 【現況】 【資料編\* I.5.1】

本市には、大小の農業用ため池が137箇所あり、これらの大半は江戸時代や明治時代に築造された古いものがほとんどで、防災的には要注意であると言える。特に、重要水防箇所として指定されている高瀬地区の小迫池及び前田地区の前田大池は溢水や漏水についての注意が必要である。

なお、これらのため池の中には、現在その存在や位置が不明、あるいは老朽化の有無も不明なものがあり、今後点検調査を実施していく必要がある。

### 【計画目標】

- 1) 老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を計画的に行う。
- 2) 点検結果に基づき、必要があればボーリング調査等の詳細調査を実施し、堤体の補強、漏水防止、余水吐きや樋管（斜樋、底樋）整備等の改修計画を検討する。

\*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」

- 3) 老朽化等のため施設機能の低下が著しい危険性のあるため池は、緊急性の高い順に受益関係者と協議のうえ、改修の検討を行う。
- 4) 毎年、出水期前には築堤年が古く施設の老朽化や部分的な損傷が著しい、あるいは豪雨時等において、外力に耐え得る構造になっておらず、災害発生の危険性が高いと考えられるため池を中心に点検パトロールを実施する。

### 第3項 治山対策

#### 【現況】

市域の森林の現況については、森林面積 1,288ha のうち人工林が 465ha、自然林が 614ha(森林整備計画より)となっている。このうちのほとんどが民有林で、また保安林は天生田、稲童、大谷、沓尾、津積、長井、西谷、入覚、福丸、簗島、矢山地区で 266ha 指定されている。

#### 【計画目標】

- 1) 本市の森林整備計画に沿って、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、適正な森林整備の推進に努める。
- 2) 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林等において、水土保持機能の発揮及び山地に起因する災害を防止するための治山事業の推進を関係機関に要請するとともに、円滑な実施について協力する。
- 3) 山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり等の対策については、本章第3節に準じる。